

第 21 回 表現の自由 (5)

6. 表現の自由に対する規制の類型化 (承前)

- ・ 表現の自由に対する規制が問題となる場合、その規制が表現の内容に基づくものであるか、表現のなされる時・場所・方法に基づくものであるかによって区別し、前者の場合には後者よりも厳格な基準により審査すべきであると考えられる。
- ・ 明白かつ現在の危険 (clear and present danger) の基準とは、(1) ある表現行為が近い将来、実質的害悪を引き起こす蓋然性が明白であること、(2) その実質的害悪がきわめて重大であり、その重大な害悪の発生が時間的に切迫していること、(3) 当該規制手段がこの害悪を避けるのに必要不可欠であることの 3 要件の存在が論証された場合に当該表現行為を規制できるという違憲審査基準である。
- ・ より制限的でない他の選びうる手段 (less restrictive alternative) の基準とは、立法目的を達成するためにより制限的でない他の選びうる手段が存在するかどうかを具体的かつ実質的に審査し、それがありうると解される場合には、当該規制立法を違憲とするという違憲審査基準である。
- ・ 合理的関連性の基準とは、(1) 規制目的 (立法目的) の正当性、(2) 規制手段 (立法目的達成手段) と規制目的との間の合理的関連性、(3) 規制によって得られる利益と失われる利益との均衡の 3 つを検討する違憲審査基準である。
- ・ 純粋な言論を超えた行動を伴う表現活動や、それ自体は表現行為ではないものの文脈の中で表現として意味づけられるような行為も、基本的には表現として保護の対象となると考えられる。
- ・ 判例によれば、道路交通法 77 条 1 項 4 号に基づく街頭演説の許可制、屋外広告物法等による屋外広告物の規制、軽犯罪法 1 条 33 号前段によるはり札の禁止などは、憲法 21 条に違反しない (最判昭和 35 年 3 月 3 日刑集 14 卷 3 号 253 頁、大阪市屋外広告物条例事件最高裁判決 (最大判昭和 43 年 12 月 18 日刑集 22 卷 13 号 1549 頁)、最大判昭和 45 年 6 月 17 日刑集 24 卷 6 号 280 頁)。

- ・ 管理権者の承諾なく、防衛庁（当時）職員の官舎に「自衛隊のイラク派兵反対」などと記載したビラをポストに投函するために侵入したり、民間の分譲マンションに日本共産党の議会報告のビラをポストに投函するために侵入したりすることについて、住居侵入罪（刑法 130 条前段）に問うことは憲法 21 条 1 項に違反しないというのが判例の立場である（立川反戦ビラ配布事件最高裁判決（最判平成 20 年 4 月 11 日刑集 62 卷 5 号 1217 頁）、葛飾政党ビラ配布事件最高裁判決（最判平成 21 年 11 月 30 日刑集 63 卷 9 号 1765 頁））。

【宿題】帆足計事件最高裁判決（I-105）、森林法事件最高裁判決（I-96）、土地収用法最高裁判決（I-101）、農地改革事件最高裁判決（I-100）及び河川附近地制限令事件最高裁判決（I-102）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

Q21 公務員宿舎である集合住宅の各室玄関ドアの新聞受けに、政治的意見を記載したビラを投かんする目的で同集合住宅の敷地等に立ち入った事案について判示した最高裁判所の判決（平成 20 年 4 月 11 日第 2 小法廷判決、刑集 62 卷 5 号 1217 頁）に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. 前記判決は、被告人らによる政治的意見を記載したビラの配布は、表現の自由の行使ということができ、その行為を刑法第 130 条前段の罪により処罰することは、表現そのものを処罰することの憲法適合性が問題となるとした。
- イ. 前記判決は、表現の自由は、送り手の情報が妨げられることなく受け手に受領されることを当然に内包しており、本件で被告人らの行為に刑事罰を科すことは、本件公務員宿舎の居住者が情報に接する機会を奪い、その受領権を侵害することになるとした。
- ウ. 前記判決は、本件立入りの場所が自衛隊・防衛庁当局が管理するものであることから、いわゆるパブリック・フォーラムたる性質を持つものであることを前提としつつ、判示したものである。
- エ. 前記判決の後の判決（最高裁判所平成 21 年 11 月 30 日第 2 小法廷判決、刑集 63 卷 9 号 1765 頁）では、政党のビラを配布するために民間の分譲マンションの各住戸の廊下等共用部分に立ち入った行為につき、表現の自由の重要性に鑑み、当該マンションの管理者が商業的な宣伝・広告のビラのみならず政党のビラを配布することまで禁止するのは合理性を欠くとして、かかる行為を刑法第 130 条の罪に問うことは憲法第 21 条第 1 項に反する旨判示された。